

第2章 給水装置の構造及び材質

第2章 給水装置の構造及び材質

1 給水装置の構造

- (1) 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令第6条に定められている基準に適合したものでなければならない。
- (2) 管類の選定にあたっては、利点、欠点を十分認識し、布設場所、土質等を考慮し適切な管類を選定すること。
- (3) 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な強度、耐力性を持ち、水密性を有し、かつ、水道水が汚染され、又は逆流するおそれがないこと。
- (4) 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
- (5) 水槽、プール、流し、その他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置がとられていること。
- (6) 給水管の破損するおそれのあるものは、適当な防護工を施すこと。
- (7) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結しないこと。
- (8) 水及び空気の停滞を防止するための適当な措置が講じられていること。
- (9) 凍結、損傷、電食及び土質による腐食等のおそれのある場合、これを防止するための適当な措置が講じられていること。
- (10) 給水装置は、使用上便利で、維持管理が容易であること。

2 材料及び器具の使用基準

- (1) 水道法施行令第6条第2項により、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の定め
に適合している製品とする。なお、基準適合の確認は自己認証又は第三者認証機関の証明、
並びに構造材質基準を満足する製品規格に適合している製品でその証明のあるものとする。
- (2) 配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水管及び給水用具は管理者が指定した
もの（別冊材料承認台帳参照）とする。